

議会報

ふつさ

No.

4

昭和45年1月15日

福生町議会事務局

0425-51-1511(代)



謹賀新年

議長 副議員

田 小 小 仲 岩 高 大 石 水 高 伊 加 川 大 中 末 関 松 塩 杉 中 森 中 石

村 林 堀 沢 田 波 沼 川 谷 橋 東 藤 杉 野 里 次 本 野 本 西 田 村 川
忠

(議席順) 匡暢仁弘 秀繁清千次 清重行元性米九之 哲虎秀国信

雄吉七之博忠伍治一春郎一雄夫一男吉助雄藏雄太義

昭和45年1月15日発行



議長 石川信義
副議長 中村国太

年頭にあたつて

民のための町づくりに取り組み皆様のご期待に応えるよう決意をいたしております。おわりに皆様のご健康とご幸福をお祈りし併せて私たち町議会に対しても一層のご指導とご協力を切にお願い申し上げ新年のごあいさつといたします。



福生町長 石川常太郎

議案 狹義の意味における議案は、町の意思の決定を求める条例と予算を指しますが、広義の意味では議会の意思の決定を求める案件をいいます。議案の提出者は議長及び議員に属します。提出する場合は文書によらなければなりません。なお、条例及び予算修正は定数の八分の一以上の賛成発議が必要であります。

あけましておめでともございます。
町民の皆様におかれましては、幸多き新年をお迎えのこととお慶び申しあげます。私たち議員一同は新年を迎える心を新たに、町政発展のため最善をつくしてまいりたいと存じます。

本年は当町にとりまして、昭和十五年に町制施行以来満三十周年の記念すべき年にあたります。顧りみますと、町政施行当時は東京都とは云え人口約六千人の田舎であった福生町も首都の周辺と云う立地条件のもとに、町民各位の努力と諸先輩の時代にそった諸施策の遂行により町も大きくその様相を変え近代的な都市形態を整えるまでにいたりました。

ここにおいて、従来の町政を更に一步前進し、住民のための町政、すなわちすべての町民が快適で便利な環境のもとに、完全でしかも健康な文化生活を営む町政が要求されるわけでこの目的達成に向かい町理事者とともに邁進いたしたいと存じます。

また時代の要求に対処すべく昨年来運動を続けております新市制の実現促進につきまして、引き続いておし進め名実ともに躍進する近代都市の誕生を希求し、記念すべき輝かしい年となりますよう念頭し努力いたすものであります。これに伴ない必然的にそれ相当のきびしい行財政の負担に耐えていかねばなりませんがこれらに対しましては、日々研究を重ね前進する努力を忘ることなく、当面するであろういろいろな困難を乗り越え福生町の将来のため不斷の努力をつづけてまいる所存でござります。私たち町議会は、本年もそれぞれの立場において十分な論議を重ね住

休会

本会議を休止することあります。議事の都合、その他必要があるときは、議決によって休会することができます。しかし、議長が特に必要があると認めるとときは、休会中でも会議を開くことができます。

また、会議に付する案件がない場合、一定期間会議を開かない場合、これを自然休会といいます。

延会

予定された議事日程が終らないで、その日の会議を閉じることあります。延会は、議長が宣言し、残った議事は会議日程により続行されるものです。

休憩

会議の途中で、休息又は食事のため、会議を中断することをいいます。その始めと終りは議長の宣告によります。また動議によって休憩を求めれば、會議に説いて休憩することができま

議会用語の解説

福生町税賦課徴収条例の一部改正など十三議案を審議

第4回定例会

福生町児童手当条例の新設 議会関係条例の一部を改正する

昭和四十四年第五回福生町議会定例会は、十二月十日(水)に開会し、十二月十二日(金)閉会しました。この定例会には、町長提出の条例新設一件、条例の一部改正六件、四十四年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算各一件、町道線の廃止一件、東京都市町村消防団員等災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更一件、議員提出の福生町議会条例の一部改正二件、陳情二件陳情審査報告一件などが審議されました。

なお、今定例会もこれに先だって議員三名による一般質問が行なわれそれぞれ所信を質しました。

本会議の日程

第一日目十二月十日(水)

議案審議とその結果

議案第七十五号 福生町児童手当条例

新らしい条例で提案理由は、児童福祉の一環として、福生町と東京都が一体となって児童手当制度を実現することにより、児童福祉の増進を図る必要があるためです。

この施行について、東京都は町が条例をつくって行なう児童手当支給の経費に対し全額を負担することになっています。しめたがって、町は事務費だけで済みます。また、国がこの制度の発足を相当具体的に考へているようですが、それでいついて質疑を行なわれ第一日目は議決せず延会とし定例会最終日に持ち越しました。

昭和四十四年第五回福生町議会定例会は、十二月十日(水)に開会し、十二月十二日(金)閉会しました。

この定例会には、町長提出の条例新設一件、条例の一部改正六件、四十四年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算各一件、町道線の廃止一件、東京都市町村消防団員等災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更一件、議員提出の福生町議会条例の一部改正二件、陳情二件陳情審査報告一件などが審議されました。

なお、今定例会もこれに先だって議員三名による一般質問が行なわれそれぞれ所信を質しました。

第二日目十二月十二日(金)

この定例会最終日で、第一日目一括議題とした議案について引き続き審議され採択の結果いずれも原案通り可決されました。

また第二日目は新たに議員提出の福生町議会委員会条例の一部を改正すを条例ほか一件の議案が上程され原案通り可決されました。

このほか年末手当に関する陳情書(全日本自由労働組合福生分会)を理事者主任、駐留軍労働者の雇用安定対策の抜本的確立と離職後の援護措置の充実並びに財团法人東京都駐留軍離職対策センター育成強化に関する陳情書を委員会付託閉会中の継続審査申し出され決定して午前十時四十五分閉会

が、国の基準より今回の支給額が多い場合でも都はその分を町に對して負担することになってしまいます。(内容は別記します)

原案可決

議案第七十六号 福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

提案理由は、町税の納期前納付報奨金に係る最高限度額の制限及び地方税方の一部を改正する法律の公布施行に伴ない、改正する必要を生じたためです。

この主要な内容は、納期前納付報奨金の從前の制度(日歩換算三銭三厘)は市中金利と比較して、報奨金の金利が高くその主旨にそわないものでありました。

また、今回福生町税賦課徴収条例の一部改正による報奨金の頭うちの該當税率が税額一期につき二十五万円以上)は、福生町では対象者がかきわめて少ないものですが、この制度により町財政の支出の合理化をはかることになりました。

原案可決

改正額は別表のとおりです。

前議案同様審議会の答申に基づき近隣市町にらい十一月一日から議員報酬額を改定したものです。

改正された報酬は、別表のとおりです。

前議案同様審議会の答申に基づき、近隣市町にならない十一月一日から町長などの給与額を改定したものです。

改正された給与は、別表のとおりです。

議案第七十七号 福生町職員定数条例の一部を改正する条例

議会事務局職員、主として速記担当職員の増加に伴ない改正するものです。

原案可決

議案第七十八号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会事務局職員、主として速記担当職員の増加に伴ない改正するものです。

前議案同様審議会の答申に基づき、近隣市町にならない十一月一日から町長などの給与額を改定したものです。

原案可決

議案第八十号 福生町長等の給与条例に関する条例の一部を改正する条例

前議案同様審議会の答申に基づき、近隣市町にならない十一月一日から町長などの給与額を改定したものです。

改正された給与は、別表のとおりです。

原案可決

議案第八十一号 福生町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

前議案同様審議会の答申に基づき、近隣市町にならない十一月一日から教育長の給与を改定したものです。

改正された給与は、別表のとおりです。

議案第八十二号 福生町特別職報酬等審議会の答申に基づき、非常勤の特別職の報酬額の改定が十一月一日から近隣市町にならないざるも

のです。

原案可決

改正された給与は、別表のと

○（都支出金）一千九十九万九千円
○（使用料及び手数料）減額は、
一千三百四万八千円でし尿手数
料人頭割の四十四年度分町によ
る徵取延期によるものです。
増額三十万七千円は町營水
泳場使用料の実績によるもので
す。

○（総務費）二百九十二万三千円四
は、給与改定による差額分、衆
議院議員選舉の関係経費、昭和
四十五回度國勢調査調査区設定
事務経費などです。

○（民生費）五百四十二万四千円
は、歳入の東京都負担金と同額
です、これにより町の対象児童
に対し手当が支給されます。

○（土木費）七百三十五万円は、
町内の一般町道の舗装、排水工事
事などの五百万円、学児の通学
路安全確保のため、五日市街道
から第三小学校までのガードレ

○歳入の主たるものは、(自動車取得税)、五百万円は、自動車取得税交付金が追加交付され、主として道路整備費に充てられます。

円は十二月一日から発足した児童手当の東京都負担金五百四十二万四千円、市町村振興交付費金四百二十万円これは私費解消による学校運営費、衆議院選舉費委託金百三十五万円などです。

補正四号一千二十五万五千円の内訳（一般会計）

協議し、伸び行く福生町議会として今までの条例のうち、実情にあわない部分について一部改正をし、必要な事項については、明確にしたもののです。その主なものは、初議会において議

の互選を行なわせること、公聴会開催における手続について必要な事項を決めたこと、一般会員の入場制限または退場について、新たに規定したことなどです。原案可決

例 議案第八十七号 福生町議会事務局設置条例の一部を改正する条
前議案同様議員提出のもので、全員協議会において協議された。

この内容は、事務局の設置を明確にしたこと、事務局の職員名について現在の町機構による職名に区分をして、これによる職員の職務を規定したものであります。

款	補正前の 予算額	補正予算額	計
1. 議会費	千円 19,564	千円 1,958	千円 21,522
2. 総務費	121,298	2,923	124,221
3. 民生費	162,814	5,424	168,238
4. 術生費	94,702	△12,809	81,893
5. 土木費	238,056	7,350	245,406
6. 消防費	33,861	500	34,361
7. 教育費	252,877	4,909	257,786
8. 補正しない款	100,293	—	100,293
計	1,023,465	10,255	1,033,720

一ル設置工事費八十五万円、都
市計画街路二・二・二号線（柳
通り）の物件補料百五十万円な
どです。

飯旅取扱幕工事費 第一 小学校
プールの更衣室として、商事協会が運営する事務所を鬼家工事により利用する計画であります。が都合により中止し、新たに更衣室を新築する工事費などです。

また中学校費としては、一中二中の体育館暗幕取付工事及び管理用備品購入代、二中特別教室排水管改良工事費などです。

新市制促進役員会	厚生委員会	総務委員会石川県小松市行 政視察(十二日まで)	建設委員会和歌山県和歌山 市行政視察(十四日まで)	都下町村議會議員講演会	新市制役員会	境界変更打合せ、議会報編 集会議	多摩川流域下水路促進協議 会	多摩川流域下水路促進協議 会	多摩川流域下水路促進協議 会	多摩川流域下水路促進協議 会	多摩川流域下水路促進協議 会	多摩川流域下水路促進協議 会	
西郡議長局長合同公議	厚生委員会	都議長会、西郡議長会	伝染病院組合議会	市制役員会及び總会	火葬場組合議会	西郡町村長合同公議	下水路組合議會行政視察	都議長会、西郡議長会	伝染病院組合議会	市制役員会及び總会	火葬場組合議会	西郡町村長合同公議	
西多摩衛生組合議会	第四回定例会(最終日)全 員協議会	第四回定例会(最終日)全 員協議会	第四回定例会(最終日)全 員協議会	第四回定例会(最終日)全 員協議会	第四回定例会(最終日)全 員協議会	第四回定例会(最終日)全 員協議会	第四回定例会(最終日)全 員協議会	第四回定例会(最終日)全 員協議会	第四回定例会(最終日)全 員協議会	第四回定例会(最終日)全 員協議会	第四回定例会(最終日)全 員協議会	第四回定例会(最終日)全 員協議会	
西郡議長局長合同公議	厚生委員会	都議長会、西郡議長会	伝染病院組合議会	市制役員会及び總会	火葬場組合議会	西郡町村長合同公議	下水路組合議會行政視察	都議長会、西郡議長会	伝染病院組合議会	市制役員会及び總会	火葬場組合議会	西郡町村長合同公議	下水路組合議會行政視察
		十二月	26日	25日	24日	18日	17日	14日	13日	12日	11日	9日	8日



第四回定例会における一般質問は、三名の議員により行なわれました。要旨はつぎのとおりです。

熊川駅周辺の町道整備につ
、二

質問 熊川駅周辺は理事者の努力により難問題が解決したが、今後の整備案を町長から説明されたい。
町長 地元の議員さんを初め議員各位のご努力により用地その他の折衝が進み年内に道路が完成することになっている。その後の整備計画は下河原の開発につきどうしても下から上がる道路一本がほしいということと折衝している。それが終つてから駅前広場などを考えたい。

質問　日光橋前の国道が踏切閉鎖され、非常用に陸橋のところに階段をつけたが、あの道路が町道か国道か。またもう一本の町道は陸橋を通らずに利用されているが雨が降ると水が溜り通りにくいがどうなっているか。

補助道九号線の整備について

西多摩衛生組合の負担金について

ては輸送機については横田基地司令官の取り締り権限がなきこと、不思議に思つてゐることで、正月の朝の爆音ですがさつそくにも参りまして強く要請する。

日光橋附近の町道整備について

基地をひかえた町としての環境整備は

一般質問

本章所用的实验数据来自美国国家统计局(US Census Bureau)。

する。西多摩衛生組合の新らしい尿処理方式による分担金割合をどのように考えているか、2つ、今度の処理方式によって工業用水とともにし尿の流束を処理が福生町に流されるがこの公害があるかないか、またその補償等を要求する考え方があるかどうか

田長はつきの点について質問する。

米軍に対する町の要望範囲と態度について

政府の援助を願い全力をあげ、そ
の完成に向かっていく計画をもつ

民生安定策として政府防衛
庁、都に何を望むか

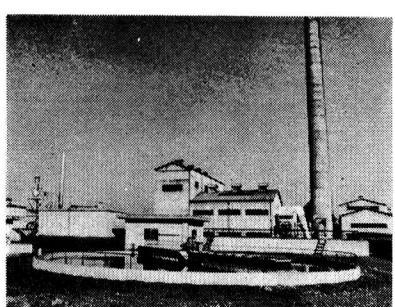
員の問題については、折衝がそれぞれ専門分野にわたるのが多く、専門の知識が必要でどうしても各課に分担することになる。

二点の工事用水ですが、たゞのところ分析結果では規格にあり多摩川に流してもよい基になつてゐる。ただ色が悪い、臭いがするということだが、臭のについては近いところには口に部蓋をするものと思う。将来にいて、臭いがひどいとか公害がある場合には、もちろん補償すべきだと思う。

米軍に対する町の要望範囲と態度について

質問 國際情勢の好転を感じるで、立川基地飛行停止の大英断なされ、そのしわよせが横田基に大きくなるしかかり以前に増し公害に悩まされ続けている、彼らの中で、町に居住する米軍係の家族が二十四年間も住んでおり、町の負担を増大している。これに対しても町税にかかる町運営を取りたてるべく理事者の考え方から、今後この検討をされるまた視聴により米軍の苦惱を感じ、自衛隊の恩典を痛感した、米庫の移送、砂川方面のゲート新設など将来に對して大きな問題があり、基地、防衛庁関係の窓口を一本にした行政の担当職員を置く考え方があるか

町長 町民税に変わらぬか取れないかであるが、なかなかむずかしい安全保障条約の第十三条に日本の租税を納付する義務を負わない条文がある。地方税法でも特例で第三条に地方税を課してはならない規定がある今のところ取れない見解のようである。何かほかの方法があるかどうかうか今後研究してみる。専問職



運動を始めた新規理賛

る。
基地交付金については、全国の
議長会、市町村長、防衛施設周辺

整備などの協議会により活発に運
動している。本年の福生町は率が
よく五千五百万四千円の決定をみ

よう強く交渉する。

た。今後は施設、基地交付金とも
他の施設の移設分を上積みされる
画街道二三二号線築造工事

一、名 称 福生都市計
二、規模、構造 延長四二〇
米巾員一六米、車道舗装面
積四、五一〇平方米(表層
を除く)

○米、コンクリート橋梁工
三橋、コンクリート落差工
六・〇米

三、契約の方法 指名競争入
札

第五回定例会における請願と陳情についてお知らせいたします。

採択されたもの

陳情第六号 し尿汲取手数料値上げ並びに春北槽清掃のため生ずる汚泥の終末処理場の設置に関する陳情書

この陳情書については、厚生委員会に付託され三回にわたる審議のほか行政観察を慎重審議の結果、つきの意見をつけて採択として町の方に送付しました。

一、し尿汲取手数料値上げの件

上昇等もあるので住民の負担を避け財政の許す範囲内において善処されるよう考慮されました。

二、浄化槽清掃のたために生ずる汚泥の終末処理場の設置方の件

件について、環境衛生の面からも了とされるので善処されよう考慮されたい

提出者 東村山市秋山町二二六九八

三多摩清掃事業協同組合、理事長吉川潔氏

秋多町草花七〇三四福生清掃事業協同組合西多摩支部部長 小山利一氏

福生町福生一〇三四福生清掃事業代表瀬古周吉氏
秋多町草花二八二一島田産業

業有限会社
社長 島田金十郎氏

可決された児童手当制度とは

陳情第九号 年末手当に関する陳情書

理事者一任

提出者 金日本自由労働組合東京支部福生分会 秋多町原小宮三四三

委員長 青木 ふくよ氏

提出者 立川市砂川町三三二六三土屋 芳一氏ほか十三名

新らしく委員会付託となつたもの

陳情第十号 駐留軍労働者の雇用安定対策の抜本的確立と離職後の援護措置の充実ならびに財團法人東京駐留軍離職対策センタ一育成強化に関する陳情書

提出者 昭島市東町一の一五の二三全駐労東京地区本部執行委員長 慶野 淳次氏

第四号で固定資産評価審査委員の選任の議案につきまして、前任者田村富士郎氏とお知らせしましたが筆本金右門氏の誤りです。おわびして訂正いたします。

(おわび)

この三つの手当は、年金、手当、公的給付を受けていても支給されます。

○手当を受けられる人

町内に住んでいる方で、つきの児童を扶養している方に支給されます。

一、義務教育終了前の児童を三人以上扶養している家族の三人目からの児童については——一般

二、二十才未満の心身障害児については——障害手当

三、障害児手当は、つきの状態を指します。

児童手当に該当する児童が

障害児、遺児であるときは、一般児童手当にそれぞれ二千円を

加算されます。

また、障害児手当に該当する児童が遺児であるときは七千円

支給されます。

○手当の額

一、一般児童手当、児童一人について月額三千円

二、障害児手当——児童一人について月額五千円

三、遺児手当——児童一人について月額三千円

一般児童手当に該当する児童が

障害児、遺児であるときは、一般児童手当にそれぞれ二千円を

加算されます。

また、障害児手当に該当する児童が遺児であるときは七千円

支給を停止されます。

○ 支給の停止

一、保護者の町民税の所得割額が一年一万五千円以上(とも働きをしているときなどは、その合計額が一万五千円以上)課せら

れているときは、その年度中は支給を停止されます。

二、支給対象児童が福祉施設などに収容保護されているときは、その期間中は支給を停止されま

す。

一、一般的な労働能力に欠けること

二、常時、だれかの介護又は監視を必要とすること。

で国民年金、厚生年金の障害等級の一级又は労災保険、自動車損害賠償保険の一、二級程度が該当します。

毎年七月(三、四、五、六月分)十一月(七、八、九、十月分)毎年七月(三、四、五、六月分)三月(十一、十二、一、二月分)の三期に分けて支払われます。

○ 支払いの方法

編集後記

あけましておめでとうございます「議会報ふつさ」第四号をお届けします。本号は第四回定例会を中心にお知らせしました。この第四号により一ヶ月間の議会活動についてひと通りお知らせし、満人才を迎えるとしています。今後も皆様と議会のバイブル役として、より一層充実したるものにいたしたいと思っておりますのでご愛読ください。皆様のご意見をお待ちいたします。

議会を傍聴しましよう 第1回定例会は3月に開かれます

この定例会は45年度の福生町の予算を決める重要な議会です。